

2023年10月16日

宅地建物取引事業者 各位

株式会社フロントサイドコミュニティー
東京都豊島区南池袋一丁目19番12号
適格請求書発行事業者登録番号
T1013301021951

管理に係る重要事項調査報告書等の発行手数料に関する

インボイス対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月から開始となった消費税の適格請求書等保存様式（通称インボイス制度）における重要事項調査報告書等の発行手数料に関するインボイス対応について、弊社方針をご案内申し上げます。

弊社は、2023年10月以降も、従来通り発行手数料に関する領収書発行は行いません。発行手数料の振込明細書をもって領収書に替えさせていただきます。

ただし、振込明細書ではインボイスの要件を満たさない部分を補う補足資料をご用意しております。

敬具

《備考》適格請求書記載要件と振込明細書、補足資料の対応表

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の名称及び登録番号 | : <u>補足資料</u> をご参照 |
| ② 取引年月日 | : 振込明細書の振込日をご参照 |
| ③ 取引内容 | : <u>補足資料</u> をご参照 |
| ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率 | : 振込明細書と <u>補足資料</u> をご参照 |
| ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 | : <u>補足資料</u> をご参照 |
| ⑥ 書類の交付を受ける事業者の名称 | : 振込明細書の振込人名義をご参照 |

適格請求書補足資料（重要事項調査報告書等に関する発行手数料）

※2025年6月1日改定

弊社は、発行手数料の振込時の控えと本補足資料の組み合わせをもって、発行手数料の適格請求書とします。

記

1. 適格請求書発行事業者の名称及び登録番号

名称 : 株式会社フロントサイドコミュニティー
登録番号 : T1013301021951

2. 取引年月日

お手元の振込明細票に記載された振込依頼日をご参照ください

3. 取引内容

重要事項調査

4. 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率（振込明細書と本書ご参照）

適用税率 10%：下記調査依頼内容に準じる

(1) 重要事項調査報告書	1 通 16,000 円
(2) 管理規約集(写し)	1 通 5,000 円
(3) 函面集(写し)	1 通 3,000 円
(4) 議事録(写し)	1 通 2,000 円
(5) 長期修繕計画書(写し)	1 通 2,000 円
(6) 会計報告書(写し)	1 通 2,000 円
(7) 送料・諸手数料	1 件 1,000 円

5. 税率ごとに区分した消費税額等

適用税率 10%：下記調査依頼内容に準じる

(1) 重要事項調査報告書	1 通 1,600 円
(2) 管理規約集(写し)	1 通 500 円
(3) 函面集(写し)	1 通 300 円
(4) 議事録(写し)	1 通 200 円
(5) 長期修繕計画書(写し)	1 通 200 円
(6) 会計報告書(写し)	1 通 200 円
(7) 送料・諸手数料	1 件 100 円

6. 書類の交付を受ける事業者の名称

振込明細書に記載された振込依頼人名を参照

以上